

7 農地取得への支援策

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
1	②上山市	上山市担い手等経営 確立支援事業費補助 金	・認定新規就農者	農地法の許可に基づき賃借する農地及び農地中間 管理事業を活用して賃借する農地の賃借料及び営 農組織・団体が所有する、生産販売を目的とする 施設の利用料を助成（補助率1/2、上限20万円） 農作業小屋の新設・改修に要する経費を助成（補 助率1/2、上限100万円）	令和8年3月中旬 ～ 4月上旬	予算の範囲内交付 決定	農林夢づくり課 農政企画係	023-672-1111 (内線408)	—	⑧農地取得支援
2	⑥寒河江市	寒河江市担い手新規 就農支援事業	(1) 新規就農者／認定新規就農者又は年度内 に認定新規就農者となることが見込まれる 者 (2) 中高年就農者／45歳以上65歳未満のもの で、新規に就農又は専業農家となり5年以内 のもので認定新規就農者と同水準の営農を 行なっている者	【農地集積支援事業】 次の要件をすべて満たした対象経費の1/2以内。 ただし、10万円が限度。 ・1筆又は隣接の2筆以上で10a以上の市内の農地 ・農地中間管理事業を活用し、新たに賃借契約 を締結したもの ・交付申請時において当該年の支払期限が未到来 の契約によるもの ・過年度分を含み、交付開始から24月以内の期間 を対象とする賃借料	—	予算の範囲内	農林課	0237-85-1763	<a href="http://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyounougyou/shunoshashien.html">http://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyounougyou/shunoshashien.html</a>	⑧農地取得支援
3	⑤高島町	農地賃借料補助事業	認定新規就農者で、町内の農地について農 地法等による賃借契約を結んでおり、町税 (国民健康保険を含む)の滞納がない者	町内の農地について農地法等による賃借契約を結 んだ対象者一世帯に対し、対象期間内に支払った 農地賃借料年額の1/2の額について10万円を上限 に最長2年間助成	令和9年3月31日 まで	予算の範囲内	農林課	0238-52-2086	<a href="https://www.town.takahata.yamagata.jp/soshiki/8/1559.html">https://www.town.takahata.yamagata.jp/soshiki/8/1559.html</a>	⑧農地取得支援
4	③鶴岡市	アグリランドバンク 事業 (新規就農支援型)	認定新規就農者 (親元就農除く)	新規就農者支援の観点から経営耕地の一部を貸し 付けできる農業者（新規就農者支援農業者）をあ らかじめ募り、新規就農者から借り受け希望が あった場合に、双方の面接を経て貸借へと繋げて いく。※貸付できる面積の上限設定あり	—	予算の範囲内	農業委員会 事務局	0235-64-5868	<a href="https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html">https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html</a>	⑧農地取得支援